

第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2. 業務期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

3. 業務の目的

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの間の本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画書を作成する。

4. 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。ただし、国の通知や指針、松阪市子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、業務を実施するため、詳細について変更が生じる場合がある。

〈令和5年度〉

- (1) ニーズ調査
- (2) 現状の分析と課題の整理
- (3) 松阪市子ども・子育て会議の支援
- (4) 需要量の推計・確保量の検討
- (5) 報告書の作成

〈令和6年度〉

- (1) 目標量の設定
- (2) 事業計画骨子案の策定
- (3) 松阪市子ども・子育て会議の支援
- (4) 事業計画案の策定支援
- (5) パブリックコメントの実施支援
- (6) 計画書及び概要版の作成

5. 委託内容

〈令和5年度〉

- (1) ニーズ調査業務

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、市民の子ども・子育て支援に関する実態や要望について、調査票を設計し、アンケ

ート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

(ア) 調査対象者及び標本数

①就学前児童の保護者 1,500票

②小学生児童の保護者 1,500票

※調査票の①については、国の基本方針やモデル調査票案をもとに本市独自の設問を加え、②については、第2期子ども・子育て支援事業計画で実施した調査をもとに、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。調査票は、松阪市子ども・子育て会議の議論も踏まえて決定するが、受託者は調査票案設計にあたっての助言・アドバイス、情報提供、設問案の提案等を行う。

(イ) 調査対象者の抽出と調査票の送付

本市が、住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として系統抽出方法により抽出し、宛名ラベルを作成し調査対象者へ調査票を送付する。

(ウ) 調査方法

調査票は、郵送配布、郵送回収とする。WEB回答も併用するが松阪市が作成したWEB回答システムを利用し集計は受注者がおこなう。調査票原案作成・発送用封筒原案作成、返信用封筒原案作成、リマインドはがき原案作成は受託者が行う。また、発送及び回収に係る郵送費は発注者負担とする。

なお、回収率は60%程度を想定している。

(エ) 調査方法詳細

調査方法に係る委託の範囲は下表のとおりとする。

	受注者	松阪市
調査票原案作成	○	
調査票印刷		○
対象者の抽出及び選定		○
発送用封筒原案作成（角2・クラフト）	○	
発送用封筒作成（角2・クラフト）調査対象 3,000 枚		○
返信用封筒原案作成（長3・クラフト）	○	
返信用封筒作成（長3・クラフト）調査対象 3,000 枚		○
リマインドはがき原案作成	○	
リマインドはがき作成・発送		○
調査票等封入・封緘、発送宛名ラベル貼り		○
宛名ラベル作成		○

郵便料金（調査票発送）3,000 通分		○
郵便料金（調査票返信）1,800 通分（60% 返信と仮定）		○
調査票集計	○	

（オ）調査期間

令和5年12月頃

※具体的な実施日については、受託者と協議して決定する。

（カ）報告とりまとめ期限

令和6年3月29日

※ただし、令和6年2月までに集計結果の速報値を「中間報告」として提出する。

（2）現状の分析と課題の整理

（1）の結果及び子ども・子育て支援事業計画（第2期）の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき本市の課題を抽出する。

（3）松阪市子ども・子育て会議の支援

松阪市子ども・子育て会議の（令和5年度2回予定）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者がオブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、検討結果をその後の作業に反映させる。

（4）需要量の推計・目標量の検討

（1）の調査結果をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に、本市の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、本市の施策意向、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の確保量の検討を支援する。

（5）報告書の作成

（1）～（4）を反映し、ニーズ調査の報告書を作成する。

<令和6年度>

（1）目標量の設定

令和5年度に引き続き、ニーズ調査等から推計した各種事業の需要量の見込みに、本市の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、本市の施策意向、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

（2）事業計画骨子案の策定

令和5年度の検討結果及び（1）の目標量などを反映した計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。

(3) 松阪市子ども・子育て会議の支援

松阪市子ども・子育て会議の（令和6年度4回予定）の開催にあたり、資料作成（原データ作成）、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者がオブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、検討結果をその後の作業に反映させる。

(4) 事業計画案の策定支援

(1) ～ (3) の結果を反映し、子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(5) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関して松阪市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(6) 計画書及び概要版の作成

確定した子ども・子育て支援事業計画の計画書及び概要版（文字原稿）作成する。

6. 成果品

＜令和5年度＞

- (1) 調査報告書 A 4 版 150ページ程度 1色刷り 100部
- (2) 上記の電子データ一式
- (3) 納品期限 令和6年3月29日

＜令和6年度＞

- (1) 計画書 A 4 版 100ページ程度 表紙4色刷り、本文1色刷り 300部
- (2) 計画書概要版 A 4 版 10ページ程度 4色刷り 100部
- (3) 上記の電子データ
- (4) 納品期限 令和7年3月14日

7. 契約保証金

契約予定者は、松阪市契約規則第 31 条第 1 項に基づき、契約締結時に契約保証金を納めなければならない。契約保証金の金額は、契約金額の内の令和 5 年度業務にかかる金額の 10%とする。

ただし、松阪市契約規則第 31 条の各号に基づき、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

8. 委託料の支払方法

令和 5 年度については、調査報告書の納品、令和 6 年度については、計画書の納品を市が確認した後に、受託者の支払請求書に基づき、請求のあった日から起算して

30 日以内に一括して業務委託料を支払う。

9. その他

- ① 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- ② 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては本市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- ③ 業務遂行にあたり、環境負荷の低減に努めること。
- ④ 成果品に誤りや不備が発見された場合は、業務委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- ⑤ この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。